

フレアスメディカルケアホーム静岡葵入居契約書

標題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有します。

標 題 部

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	令和 年 月 日
入居予定日	令和 年 月 日

(2) 契約当事者

入居者名	氏 名： 住 所： 印 (男・女 年 月 日生まれ)
施設設置事業者名	法人名・代表者名： 株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓 印 所在地： 山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地

(3) 契約当事者以外の関係者

身元引受人	氏 名： 印 住 所：
返還金受取人 (返還金の設定がある場合)	入居者の返還金受取人 氏名： 印 住所：
契約立会人等の第三者 (該当者がある場合)	氏名： 印 住所： 入居者との間柄：
根保証契約を結ぶ場合の限度額	100万円

(4) 施設の名称・類型及び表示事項等

名称	フレアスメディカルケアホーム静岡葵
類型	住宅型有料老人ホーム
表示事項	居住の権利形態：利用権方式 利用料の支払い方式：月払い方式 入居時の要件：自立、要介護、要支援
施設の概要	添付の重要事項説明書のとおり。

(5) 入居者が居住する居室

階層・居室番号等	3階、第 号室、一般居室
間取り・タイプ	個室／1ROOM
居室面積	13.26～15.94㎡
付属設備等	ナースコール・テレビ回線・洗面台・冷暖房・無線LAN・トイレ（部屋により）

(6) 入居までに支払う費用の内容

敷金	生活保護受給者の場合に限り117,000円
消費税	税法に則り消費税は非課税

(7) 入居後に支払う費用の概要

月払いの利用料	84,920円または150,000円 *97,470円（生活保護受給者の月払い利用料）
日割り計算で支払われる費用 についての計算起日	年 月 日
支払い方法	管理規程に定める
管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援 1～2、要介護 1～5 の方 （別表 7 または別表 8 を除く） 月額 62,080 円 ・ 別表 7 または別表 8 の方 月額 20,000 円 ・ 生活保護受給の方 月額 18,000 円
食費	25,920円（税込）／人・月（1日3食で30日の場合）
光熱水費	管理費に含める
家賃相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援 1～2、要介護 1～5 の方 （別表 7 または別表 8 を除く） 月額 62,000 円 ・ 別表 7 または別表 8 の方 月額 39,000 円 ・ 生活保護受給の方 月額39,000円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月途中の入退去の場合、家賃、管理費等の月額費用は日割り計算いたします。 ・ 洗濯代、クリーニング代、リネン代、おむつ代、消耗品は実費（重要事項説明書 別添 2 のとおり） ・ 生活保護受給者に限り、食費＋生活支援サポート費（日用品・生活消耗品等一式）として月額40,470円（税込）必須 ・ 希望者は生活支援パック594円/日（税込）の申込可（衣類/タオル/口腔ケアグッズ/寝衣込み）
その他月払いの利用料にかかる考え方	<p>月途中で入退去することとなった場合の費用の算出方法 月額で定めている費用については、以下の期間に対応する費用を日割計算することにより算出します。</p> <p>（入居日が属する月の費用）入居日からその月の末日迄 （退去日が属する月の費用）その月の1日～退去日迄 日割の計算は月額を入居月又は退去月の暦日数で除した金額（円未満四捨五入）を日額として計算 ※添付の重要事項説明書のとおり。</p>
消費税	税法に則り消費税を負担。表示金額は総額表示。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法その他関係法令、静岡市有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し当該施設を終身にわたり利用する権利を与え各種サービスを提供します。

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用の支払いに同意します。

(利用権)

第 2 条 入居者は、本契約に基づく契約の終了がない限り、当該施設を終身にわたり利用することができます。

2 入居者は、施設の全部又は一部について、その所有権を有しません。

3 入居者は、7日以上長期不在又は入院が見込まれる場合において、施設の利用について協議するものとします。

4 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 居室の全部又は一部の転貸
- 二 施設を利用する権利の譲渡
- 三 他の入居者が居住する居室との交換
- 四 その他上記各号に類する行為等

(各種サービス)

第 3 条 事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 一 介護（介護保険給付対象サービスは除く。）
- 二 健康管理（委託）
- 三 食事の提供
- 四 生活相談、助言
- 五 生活サービス
- 六 レクリエーション
- 七 その他の支援サービス

2 事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼は行いますが、治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたっての通院の付き添いや医療に要する費用は、すべて入居者の負担となります。

3 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
- 二 その他上記に類する行為又は処分

(管理規程)

第 4 条 事業者は、本契約に係る施設の管理規程を作成し、入居者及び事業者は、これを遵守するものとします。

2 前項の管理規程は、本契約に定める事項のほか、次の各号の項目を含んだものとします。

- 一 居室数及び入居者の定員
- 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担
- 三 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関の概要
- 四 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的な対応方法及び定期的に行われる

訓練等の内容

- 3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲で、事業者において改定することができるものとします。ただし、事業者は運営懇談会の意見を聴いた上で行うものとします。

(施設の管理、運営、報告)

第5条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置し、施設の維持管理を行い、本契約に定める各種サービスを提供しつつ、入居者のために必要な業務を行い、施設を運営します。

- 2 事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し、2年間保存します。

- 一 一時金、月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
- 二 入居者に提供したサービスの内容
- 三 緊急やむを得ず行った身体拘束の記録
- 四 サービスの提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容
- 五 サービスの提供等により生じた事故の状況及び処置の内容
- 六 サービスの提供を他の事業者に委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況

- 3 事業者は、入居者又はその家族に対し、前年度の決算状況及び施設の活動内容を報告するものとします。

(地域との協力)

第6条 事業者は、施設の運営にあたっては、地域及び地域住民との交流を図るとともに地方自治体が実施する相談又は苦情処理等に係る業務に協力することとします。

(入居者の権利)

第7条 入居者は、提供されるサービスについて、次に掲げる権利を有します。入居者はこれらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取り扱いや差別的な待遇を受けることはありません。

- 一 可能なかぎりのプライバシーの尊重
- 二 個人情報の保護
- 三 入居者自らが選ぶ医師、弁護士、その他の専門家といつでも相談等することができます。ただし、それにより生じた費用は入居者が負担するものとします。
- 四 緊急やむを得ない場合をのぞいた身体拘束その他の行動を制限されることはありません。
- 五 施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室内に持ち込むことができます。
- 六 事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者、行政機関等に対して申し出ることができます。

(運営懇談会)

第8条 事業者は、施設の運営等に関して、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

- 2 事業者は、運営懇談会について、管理規程等に必要な事項を定めるものとします。

(苦情処理)

第9条 入居者は、事業者及び提供するサービスに対する苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情受付の手続き及び記録方法について管理規程等で定め、迅速かつ誠実に対応するとともに適切な解決に努めます。

- 3 事業者は、入居者が苦情申立を行ったことを理由に何らの不利益な扱いをすることはあり

ません。

(賠償責任)

第 10 条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して必要な損害賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には賠償額を減じることがあります。また、事業者は速やかに損害賠償を行うために損害賠償責任保険に加入します。

2 事業者は、事故の状況及びその処置等について記録をします。

(秘密保持)

第 11 条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族の個人情報について、個人情報保護法を遵守し、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者等からの事前の同意がある場合を除いて、契約期間中、契約終了後にかかわらず第三者に漏らすことはありません。

第 2 章 提供されるサービス

(介護等)

第 12 条 事業者は、提供するサービスの具体的な内容、提供する場所及び職員等について重要事項説明書等において明示します。

2 事業者は、以下の事由が発生した場合で、入居者に対してより適切なサービスを提供するため、必要と判断するときは、サービスを提供する場所を施設内において変更する場合があります。

- 一 入居者やその家族からの要望
- 二 入居者の容態変化
- 三 入居者に対する介護・看護サービス等処遇内容の変化
- 四 他の入居者に対する特別な配慮

3 前項の変更を行う場合、入居者やその家族に対する説明を行い、同意を得るものとします。ただし、事業者は、入居者又は家族の同意を得ることが困難であると判断した場合には、事業者の裁量で前項の変更を行うことができるものとします。

4 居室の住み替えにより入居者の権利や利用料金等に重大な変更が生じる場合は、入居者は前項の手続きとあわせ、次に掲げる手続きを事業者が定める様式をもって行うものとします。

- 一 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。
- 二 住み替え後の居室の概要、費用負担の増減等について、入居者及び身元引受人等に説明を行う
- 三 入居者同意を得る。ただし、入居者が自ら判断できない状況にある場合にあっては、身元引受人等の同意を得る。
- 四 医師の意見を聴く。

(健康管理)

第 13 条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意し、重要事項説明書等に定めたサービスを提供し、入居者が健康を維持するように助力します。

(食事)

第 14 条 事業者は、原則として施設内の食堂等において、1日3食の食事を提供できる体制を整え、入居者に食事を提供します。

2 事業者は、食事が可能な入居者に対し、外部業者による調理済食品を提供時に加工して提供するものとします。また、事業者は、医療的な食事対応が必要な入居者に対し、食事提供の代わりに必要な補給の対応をするものとします。その際に要する実費相当額は入居者が負担するものとします。

(生活相談、助言)

第 15 条 事業者は、入居者からの一般的に対応や照会が可能な相談や助言を受け、入居者の生活全般に関する諸問題の解決に努めます。

(生活サービス)

第 16 条 事業者は、提供する生活サービスについて重要事項説明書等に明示し、適切なサービスを提供します。

(レクリエーション等)

第 17 条 事業者は、施設内において一般的に行うことができる運動・娯楽等のレクリエーション及び施設が実施するイベント等について、利用又は参加する場合の料金等の内容を重要事項説明書等に明示し、適切なサービスを提供します。

第 3 章 使用上の注意

(使用上の注意)

第 18 条 入居者は施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って、善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第 19 条 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること。
- 二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
- 四 テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること。
- 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。

2 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- 一 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。
- 二 犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること。
- 三 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと。
- 四 施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行うこと。
- 五 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること。
- 六 その他、事業者がその承諾を必要として管理規程等に定める行為を行うこと。

- 3 入居者は施設の利用にあたり、次の事項についてあらかじめ事業者と協議することとします。事業者は、基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。
 - 一 入居者が7日以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡の方法、費用の負担及び支払い方法
 - 二 入居者が付き添い、介助、看護等の目的で家族及び第三者を居室内に宿泊させる場合の費用の負担及び支払い方法
 - 三 事業者が入居者との事前協議を必要と定める事項
- 4 入居者が前各号の規定に違反等し、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

(修繕)

- 第 20 条 事業者は、入居者が施設を利用するために必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により修繕が必要となった場合は、修繕に要する費用を入居者が負担するものとします。
- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめ入居者に通知します。入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、居室内の軽微な修繕に係る費用負担等について、管理規程等に定めることとします。

(居室への立ち入り)

- 第 21条 事業者は、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。
- 2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命、財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合、事業者は入居者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその理由と経過を入居者に報告するものとします。

第 4 章 費用の負担

(入居までに支払う費用及び敷金の支払い)

- 第 22 条 入居者は、施設の入居にあたって、入居前に支払う入居一時金はありません。また、事業者及び入居者は、入居時の前払金がないため退去時における前払金の返還金がないことを相互に確認するものとします。
- 入居者は、入居契約を締結した後、事業者に対し、入居初月の支払時にあわせて敷金を支払うものとします。

(月払い利用料)

- 第 23 条 入居者は、事業者に対して本書に定める月払いの利用料を支払うものとします。
- 2 本条に定める費用について、1ヶ月の満たない期間の費用は、日割り計算した額とします。

(食費)

- 第 24 条 入居者は、事業者から食事の提供を受けた場合には、本書に定める食費を支払うものとします。

(その他の費用)

第 25 条 事業者は、入居までに支払う費用及び月払い利用料のほか、光熱水費、冷暖房費、共用施設を利用した場合の利用料、入居者の希望により提供した各種サービスの利用料等について、入居者の負担となるか等を重要事項説明書等に明記するものとします。

(費用の支払い方法)

第 26 条 事業者は、月払い利用料その他費用の支払い方法等について、管理規程等に必要な事項を定めることとします。

(費用の改定)

第 27 条 事業者は、月払い利用料等入居者が支払うべき費用を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、施設に係る土地又は建物に支払う賃料、近隣の住宅型有料老人ホームの家賃相場、施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。

3 入居者が支払うべき費用を改定する場合は、あらかじめ事業者は入居者及び身元引受人等に通知します。

第 5 章 契約の終了

(契約の終了)

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合に本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき。
- 二 事業者が第29条に基づき解除を勧告し、予告期間が満了したとき
- 三 入居者が第30条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第 29 条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することができます。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
 - 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
 - 三 第19条の規定に違反したとき
 - 四 入居者及びその家族の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができないとき
 - 五 入居者又はその家族が第三者を利用して、次に掲げる行為をしたとき
 - ア 他の入居者又は職員に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて事業者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は次の各号に掲げる手続きを行います。
- 一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく
 - 二 前号の通告に先立って入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
 - 三 解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力する。ただし、事業者が入居者の新たな移転先を確保することを約束するものではありません。

3 本条1項第四号によって契約を解除する場合は、事業者は前項のほか、書面にて次の手続きを行います。

- 一 医師の意見を聴く
- 二 一定の観察期間をおく

(入居者からの解除)

第30条 入居者は、事業者に対して30日前に解除の申し入れを行うことにより本契約を解除することができます。この申し入れは事業者の定める様式を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の届け出をせず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解除されたものとします。

(明け渡し及び原状回復)

第31条 入居者及びご家族、身元引受人は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。

2 入居者及びご家族または身元保証人は、居室明け渡しの場合、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

3 入居者等並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について、協議するものとします。

(財産の引き取り等)

第32条 事業者は、本契約の終了後における入居者の所有物等を善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

2 入居者又は身元引受人等は、本契約終了日の翌日から起算して30日以内に入居者の所有物等を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項の引き取り期限を書面により通知します。

4 事業者は、引き取り期限経過後に残置された所有物等について、入居者及び身元引受人等がその所有権を放棄したものとみなし、入居者又は身元引受人等の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第33条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さなければなりません。明け渡さない場合、入居者は契約終了日の翌日から起算し、明け渡し日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第28条第一号に該当する場合は、前条第2項に定める所有物等の引き取り期限を本条にいう契約終了日とみなします。

第6章 身元引受人及び返還金受取人等

(身元引受人)

第34条 入居者は、身元引受人をあらかじめ定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由があると認められる場合には、定めなくともよいこととします。

2 身元引受人は、事業者に対し、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、100万円を上限金額として、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要ときは入居者の身柄を引き取るものとします。

- 3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めます。
- 4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
- 5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引きとるものとします。

(事業者へ通知を必要とする事項)

第 35 条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規程に規定された事業者への通知が必要な事項が発生した場合は、遅滞なく事業者へ通知するものとします。

- 一 入居者若しくは身元引受人、法定代理人の氏名、住所、連絡先が変更した場合
- 二 法定代理人を選任した場合又は身元引受人若しくは法定代理人を変更した場合
- 三 身元引受人又は法定代理人が死亡した場合
- 四 入居者若しくは身元引受人、法定代理人について、成年後見制度による後見人、補佐人、補助人の審判があった場合、又は破産の申立て（自己申立てを含む）、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをした場合
- 五 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結した場合

(身元引受人の変更)

第 36 条 事業者は、身元引受人が前条第三号又は第四号の規定に該当することとなった場合には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することがあります。

- 2 入居者は、前項の請求を受けた場合には、身元引受人又は法定代理人を新たに定めるものとします。

(契約当事者以外の第三者の同居)

第 37 条 入居者は、入居者以外の第三者を施設に同居させることはできません。

第 7 章 その他

(入居契約時の手続き)

第 38 条 入居者、ご家族及び身元保証人から入居申し込みがなされ、事業者における入居審査を経て、事業者の承諾がなされた後に契約当事者間で入居契約が締結されます。本契約締結後、入居者は事業者に対して、標題部に定める入居までに支払う費用を支払うものとします。

- 2 事業者は、本契約の締結に際し、入居者等が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、重要事項説明書に基づき契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印して、それぞれが保管することとします。

3 事業者は、施設が介護保険法に基づく、特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームであることを入居者等に理解させ、入居者が要支援、要介護となった場合において施設における介護保険法に基づく介護サービスは行わず、同サービスが必要となった場合には、入居者が訪問介護事業者等と契約を締結することなどが必要となることを十分に説明します。

(入居日の変更)

第 39 条 事業者又は入居者が、表題部に記載の各起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面により通知し、協議を行うこととします。

(反社会的勢力の排除)

第 40 条 事業者及び入居者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

一 自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、暴力団準構成員、暴力団関係企業、団体、総会屋、社会運動、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること

二 反社会的勢力が自己の事業活動を支配し、又は実質的に関与していること

三 本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること

四 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること

2 事業者及び入居者は、相手方が本条の規定に違反した場合、何らかの催告等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

3 前項によって解除した当事者は、他方当事者に対し、その名目の如何を問わず、損害賠償の義務、経済的利益の提供の義務その他金銭の支払義務を一切負いません。また、本項は、解除した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

(誠意処理)

第 41 条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

第 42 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、施設の住所地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを事業者並びに入居者はあらかじめ合意します。